

第二次 三重県子ども読書活動推進計画

平成21年11月

三重県教育委員会

目 次

1	基本的な考え方 -----	1
	(1) 子どもの読書活動の意義	
	(2) 子どもを取り巻く環境の変化	
	(3) 国・県・市町の動き	
	(4) 「第二次 三重県子ども読書活動推進計画」策定の目的	
	(5) 計画策定の基本的な方針	
	(6) 計画期間	
2	家庭・地域・学校等の方策 -----	4
	(1) 家庭 -----	4
	(ア) 家庭の役割	
	(イ) これまでの取組の成果と課題	
	(ウ) 今後の方策（家庭への働きかけ）	
	(2) 地域 -----	6
	(ア) 地域の役割	
	(イ) これまでの取組の成果と課題	
	(ウ) 今後の方策	
	市町立図書館への働きかけ	
	公民館、児童館等への働きかけ	
	(3) 学校等 -----	10
	(ア) 学校等の役割	
	(イ) これまでの取組の成果と課題	
	(ウ) 今後の方策	
	県立高等学校における取組	
	県立特別支援学校における取組	
	小・中学校等への働きかけ	
	幼稚園、保育所（園）への働きかけ	
3	計画の総合的な推進に必要な方策 -----	18
	(1) 推進体制の整備と支援 -----	18
	(ア) 三重県子ども読書活動推進会議等の設置	
	(イ) 県立図書館の取組	
	(ウ) 市町教育委員会等との連携・協力	
	(エ) 民間事業者との連携	
	(オ) 助言や情報提供等の支援	
	(カ) 研修会等の開催によるスキルアップ支援	
	(キ) 読書ボランティア団体等に対する支援	

(2) 広報啓発活動の充実	-----	22
(ア) 社会的気運の醸成		
(イ) 情報の収集と提供		
(ウ) 優れた取組の顕彰		
4 成果指標と成果目標	-----	23
5 資料編		
【資料】 調査・統計資料	-----	24
【資料】 県教育委員会及び県立図書館のこれまでの取組	----	26
【資料】 用語解説	-----	29
【資料】 県内公立図書館等一覧	-----	32
【資料】 三重県子ども読書活動推進会議委員名簿	-----	34
【資料】 第二次三重県子ども読書活動推進計画概要	-----	35

1 基本的な考え方

(1) 子どもの読書活動の意義

子ども¹は、読書を通じて、新しい世界を知り、感動し、自分なりの考えを持つことができるようになります。読書経験を積み重ねていく中で、感性を磨き、判断力を伸ばし、表現力を高めるとともに、コミュニケーション能力の基礎を築いていきます。

また、多くの知識を得たり、多様な文化に触れたりすることにより、子どもは学ぶ楽しさや知る喜びを感じ、生涯にわたって自発的に学習する習慣を身に付けていきます。

こうした知的活動の基礎となる読書（読書活動）²は、「書くこと」と並んで子どもの成長にとって大変重要であり、人生をより深く生きる力を身に付けるための大切な手段の一つです。

『子どもと本をつなぐ』

子どもが本に親しむ原点は「楽しさ」です。
「楽しさ」を繰り返し味わうことで、子どもは本が好きになります。
子どもが「楽しさ」を経験する場をつくることは、大人の役割です。

読むことで、読む力が育ちます。
読む機会が多くなれば、読む力もさらに育っていきます。
子どもと本の出会いを広げることは、大人の役割です。

安心して本を読む場所がある。
読みたくなるような魅力的な本がある。
本をすすめてくれる人がいる。
子どもと本をつなぐことは、大人の役割です。

(2) 子どもを取り巻く環境の変化

近年、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。中でも、ゲームやインターネット、DVD、携帯電話等の情報媒体の急速な普及により、多様で膨大な情報が簡単に入手できるようになりました。このような情報化の進展によって利便性が向上した反面、家庭でパソコンに向かう時間やDVDを見る時間が増えたことによる、子どもの文字・活字離れや読書離れが懸念されています。

また、核家族化、共働き家庭の増加、ライフスタイルの多様化等により、子どもが家族といっしょに読書に親しむ時間が少なくなり、幼児期からの読書習慣の形成は難しくなっています。

(3) 国・県・市町の動き

このような状況の中、国は子どもの成長過程における読書活動の重要性に鑑み、平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、子どもの読書活動の推進に関する国及び地方公共団体の責務を明記しました。

また、この法律を受け、平成 14 年 8 月に概ね 5 年間の施策の基本的方針と具体的な方策を示した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を、平成 20 年 3 月には、諸情勢の変化等を踏まえ、新たな基本計画を策定しました。

この間、平成 18 年 12 月に「教育基本法」が、平成 19 年 6 月には「学校教育法」が改正されました。改正された学校教育法第 21 条には、読書に親しませることが義務教育の目標の一つとして掲げられています。

本県においては、法律や国の基本計画を踏まえ、平成 16 年 3 月に「三重県子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭や地域、学校等と協力して、子どもの読書活動を推進してきました。

また、県内市町にあっては、12 市 10 町が子ども読書活動推進計画を策定し(平成 21 年 3 月現在)、それぞれの実情に応じた取組を推進しているところです。

(4) 「第二次 三重県子ども読書活動推進計画」策定の目的

こうした取組により、社会全体に子どもの読書活動の重要性が徐々に理解され、読書ボランティア団体やNPO等の活動が活発になり、子どもが読み聞かせやお話し会などの読書活動に親しむ機会が増えてきました。

しかしながら、小学生、中学生、高校生と学校段階が進むにつれて読書量が減少する傾向にあること、大人の意識や家庭、地域における読書環境に未だ差があることなど、今後も引き続き対応すべき課題は残っています。

そこで、本県における子どもの読書活動をさらに推進していくため、「第二次 三重県子ども読書活動推進計画」を策定することとしました。

(5) 計画策定の基本的な方針

この計画は、本県の総合計画である「県民しあわせプラン」や「三重県教育振興ビジョン」を推進するための具体的なプログラムの一つであり、第一次計画期間中(平成 16 年度から概ね 5 年間)に実施した様々な取組の成果と課題、三重県子ども読書活動推進会議委員からいただいた意見等を踏まえ、今後の本県における子どもの読書活動の推進に関する取組を示すものです。

このため、子どもが読書活動を行う場である家庭、地域、学校等における役割を明確にし、読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動の啓発の 3 つの観点に沿って、『子どもと本をつなぐ』方策の方向性を示します。

また、三重県教育委員会は、市町や市町教育委員会、民間事業者、読書ボランティア団体等との連携をさらに深め、子どもの読書活動を総合的に推進する体制を整備するとともに、子どもの読書活動の意義や重要性に関する県民の理解を深め、社会全体で読書活動を推進する気運を醸成する広報啓発活動を積極的に行い、家庭、地域、学校等の取組を促進します。

3つの観点

読書環境の整備

- ・図書館資料や施設設備等の充実を図る物的環境の整備
- ・子どもの読書活動を推進する人材の育成等の人的環境の整備
- ・連携強化やネットワークの構築等の質的環境の整備

読書機会の提供

- ・子どもを対象とする読み聞かせやお話し会等の機会の提供
- ・子どもの自主的な読書活動を促す機会の提供

読書活動の啓発

- ・ポスターやリーフレットの配布等による啓発
- ・読書活動イベントの開催による啓発
- ・各種団体の活動を通じた啓発
- ・優れた取組の表彰や情報提供による啓発

(6) 計画期間

平成 21 年度から概ね 5 年間とします。

2 家庭・地域・学校等の方策

(1) 家庭

(ア) 家庭の役割

家庭は、子どもの生活習慣を育む場であり、保護者が読み聞かせ等を行い、子どもが読書と出会うきっかけをつくる場でもあります。子どもが読書を楽しみ、自ら読書に親しむことができるように、保護者が意識をして読書を日常の生活の中に位置づけ、継続して子どもの読書習慣を育てていくことが重要です。

このことから、家庭においては、保護者が読書活動の重要性を認識し、読書に積極的に親しみ、子どもの成長に応じていっしょに本を読んだり、本の楽しさを語り合ったりするなど、子どもの読書に対する興味や関心が自然に高まるように『子どもと本をつなぐ』努力をしていくことが求められます。

(イ) これまでの取組の成果と課題

平成16年度から20年度にかけて、県教育委員会が開催した読書活動推進のための講演会や研修会の参加者数は10,500人を超えました。

(参考：24頁 資料 - 1)

平日に読書を全くしない子どもの数は全国的に減少傾向にあるものの、本県においては概ね小学生の5人に1人、中学生の3人に1人が読書をしない状況にあります。読書が日常生活を通じて継続的に行われるような家庭での習慣づくりが大切です。(参考：24頁 資料 - 2)

(ウ) 今後の方策(家庭への働きかけ)

県教育委員会は、子どもの読書活動の重要性に関する保護者の理解を促進するため、市町教育委員会等が開催する読書活動推進のための講演会や家庭教育学級等に保護者の積極的な参加を促します。³

また、読書活動の必要性を啓発する資料の配布や優れた取組の普及に努め、家庭における読書活動を支援します。

読書活動の重要性の理解〔読書環境の整備〕

保護者が子どもの読書活動の重要性や乳幼児期からの読み聞かせ等の必要性について学び理解するため、県・市町教育委員会等が開催する読書活動推進のための講演会、公立図書館等が実施する読み聞かせ講座、保健センター等が実施するブックスタート⁴事業への保護者の積極的な参加を促します。

読書と出会うきっかけづくり〔読書環境の整備、読書機会の提供〕

子どもが乳幼児期からわらべうたや読み聞かせ等に親しむ時間を十分に確保するなど、子どもが読書と出会うきっかけづくりに努めるように働きかけます。

読書習慣づくり〔読書環境の整備、読書機会の提供〕

家庭においても、ノーテレビデーを決めたり手の届くところに本を置くなどの工夫をして、学校における一斉読書活動のように読書の時間を設け、子どもといっしょに本を読んだり、図書館に出かけたりするなど、子どもの読書習慣づくりに努めるように働きかけます。

読書活動の啓発・奨励〔読書活動の啓発〕

「子ども読書の日」⁵、「文字・活字文化の日」⁶、「読書週間」⁷、「家庭の日」⁸等の機会をとらえ、ポスターやインターネットなどを活用した子どもの読書活動の意義や重要性についての啓発を図るとともに、県内で展開される各種行事を紹介し、家庭における読書活動を奨励します。

(2) 地域

(ア) 地域の役割

地域の公立図書館や公民館、児童館等は、子どもが本と出会い読書を楽しむことができる場であるとともに、保護者や教職員等が『子どもと本をつなぐ』取組について気軽に相談できる場です。こうした施設においては、子どもがたくさんの本にふれ、本や読書のことについて情報交換を行うことで、新しい発見をし、楽しい時間を過ごせるようにすることが大変重要です。

このことから、公立図書館や公民館、児童館等には、子どもの読書活動推進の拠点として、読書活動に関する情報の発信、定期的な読み聞かせやお話し会の実施、読書ボランティア団体等への支援など、積極的に読書活動の普及・啓発を図ることが求められます。

(イ) これまでの取組の成果と課題

県内の公立図書館が所蔵する児童書は徐々に増加していますが、全国と比較するとまだ十分ではありません。子どもの興味や関心に応える魅力ある児童書の充実に努める必要があります。(参考：24 頁 資料 - 3)

県内の公立図書館の専任職員 1 人当たりの人口は、全国平均と比べてかなり多くなっています。図書館サービスの一層の充実に努めるため、それぞれの館や地域の実情に応じた職員体制やサービスの向上について検討する必要があります。

年度	19 年度
1 人当たりの人口(全国平均)	16.2(9.4)

((社)日本図書館協会「日本の図書館」から)

県内の公立図書館は、図書館サービスの向上を図るため、大学図書館とともにネットワークを構築し、職員のスキルアップ研修会や情報交換会等を実施しています。今後は、こうした取組で得られた成果を図書館だけでなく、公民館や児童館、学校等に還元できるように広がりのある取組が望まれます。

本県の外国人登録者数は 53,000 人を超えています(平成 20 年末現在)。外国人の子どもが公立図書館を利用し読書に親しむことができるように外国語による利用案内サービス等の充実に努める必要があります。

また、障がいのある子どもの読書活動を支援していくことも必要です。

県内で活動する読書ボランティア団体の数が増加し、各地で読書活動に親しむ機会が増えました。また、県内公立図書館では、読書ボランティア団体と連携し、子どもの興味や関心を引き出すイベントを多数開催しました。

(参考：24 頁 資料 - 4、5)

今後は、読書ボランティア団体が一層円滑に活動できるように県内公立図書館等との連携強化、情報交換等を図る場の設定やボランティアのスキルアップなどが必要です。

(菰野町図書館便り)

県内の公立図書館は、本の選び方や読み聞かせの講座等を開催しました。また、読書に興味を持つようなおすすめ本のリストや図書館だより等を配布しました。

これらの取組により、県内公立図書館における児童書貸出冊数は増加しており、今後も継続した取組が必要です。

(参考：24頁 資料 - 6)

公立図書館を利用しにくい地域では、公民館の図書室、児童館、学校の図書館等が身近な読書活動の場として機能することが期待されます。

商店街の協力を得て各商店の店頭の本を置く「本のある町」の取組や、自動車文庫(移動図書館)、サテライト図書館など、地域の実情に応じた多様な取組が行われています。



(ウ) 今後の方策

県教育委員会は、市町立図書館や公民館、児童館等に対し、子どもが地域の身近なところで読書ができるような環境の充実や子どもの読書活動に関する情報提供を働きかけるとともに、地域の読書ボランティア団体等との連携を図ることで地域の読書活動が一層活発化するよう支援します。

市町立図書館への働きかけ

図書館資料の充実〔読書環境の整備〕

子どもの様々な興味や関心に応えるため、魅力ある児童書や多様なジャンルの資料収集に努めるように働きかけます。

専門的職員の配置と資質向上〔読書環境の整備〕

市町の実情に応じて、司書⁹の配置を働きかけるとともに、県立図書館等が実施する専門的な知識、技術の向上を目的とした研修への参加を促します。

ネットワークの仕組みづくり〔読書環境の整備〕

子どもの読書活動を推進する取組を一層充実させるため、地域や学校等の取組に関する意見の交換などを行うネットワークの構築を促します。

家庭や学校等への支援〔読書環境の整備〕

保護者から寄せられる読書相談への的確な対応、学校や学校図書館または読書ボランティア団体等の要請に応じた団体貸出、レファレンスサービス¹⁰の提供など、地域の実情に応じた支援を行うように働きかけます。

外国語を母語とする子どもへの対応〔読書環境の整備〕

外国語を母語とする子どもが図書館を気軽に利用し読書活動に親しむことができるよう、外国語の児童書や絵本などの収集、外国語による利用案内の作成等を働きかけます。

障がいのある子どもへの対応〔読書環境の整備〕

子ども一人ひとりの障がいの状態や発達段階に応じ、来館が困難な場合の図書館資料の自宅配送、三重県視覚障害者支援センター等と連携した録音図書¹¹や点字図書の提供など、多様なニーズに対応したサービスに努めるように働きかけます。

読書に親しむ機会の提供〔読書機会の提供〕

子どもに読書の楽しさを伝える読み聞かせや、子どもと大人がいっしょに参加できる読書会等の定期的な開催、おすすめ本コーナーの設置など、子どもが本に出会い、読書に親しむ機会の提供を積極的に行うように働きかけます。

また、季節や時の話題にあわせたお話し会、「家庭の日」や「子ども読書の日」、「文字・活字文化の日」や「読書週間」に読書活動の気運を盛り上げるイベント等を開催するように促します。

図書館だよりの発行等による情報提供〔読書活動の啓発〕

図書館だよりの発行、「子ども読書の日」等における啓発イベントの実施、ホームページや市町広報誌を活用した情報提供などを計画的に行い、子どもだけでなく地域住民にも積極的に読書活動の楽しさや大切さを伝えていくように働きかけます。

また、外国語を母語とする子どもや障がいのある子どもなど特別な支援を必要とする子どもが気軽に図書館を利用できるように、サービス内容を積極的に周知していくように働きかけます。

読書ボランティア団体等との連携〔読書活動の啓発〕

読書ボランティア団体等が地域において円滑に継続して活動できるように、活動場所の提供や図書館資料の貸出を行うとともに、お話し会等を通じた交流を深めるなど、連携の強化を促します。

中学生・高校生向け読書活動の充実〔読書活動の啓発〕

中学生・高校生を対象にした本の紹介やイベントの実施、学校からの職場体験活動の受け入れ等を行うことで、中学生・高校生の読書に対する興味や関心を高めるように働きかけます。

公民館、児童館等への働きかけ

図書室等の充実〔読書環境の整備〕

公立図書館等との連携を深め、図書資料の整備や配架の工夫を図るなど、図書室や図書コーナーの充実を促します。

また、保健センターや地域子育て支援センター¹²、放課後児童クラブ¹³等に対しても、子どもが自由に本に親しむことができる読書スペースの確保を働きかけます。

研修会等への参加〔読書環境の整備〕

子どもの読書活動に関する知識や読み聞かせなどの技術の習得を目的として、県・市町教育委員会や公立図書館等が実施する読書活動推進のための講演会や研修会等に職員が積極的に参加するように働きかけます。

読み聞かせ等の実施〔読書機会の提供〕

公立図書館や読書ボランティア団体等との連携を図り、読み聞かせやお話し会、ブックトークなどの取組を積極的に開催するように促します。

啓発活動の充実〔読書活動の啓発〕

公民館講座、子育て支援講座、乳幼児健診等の様々な機会を活用し、子どもの読書活動の重要性を保護者等に理解してもらう啓発活動の充実を働きかけます。

読書ボランティア団体等の支援〔読書活動の啓発〕

読書ボランティア団体等が充実した活動を展開できるように、活動の拠点となる場や活動の機会の提供を促します。

(3) 学校等

(ア) 学校等の役割

学校は、各教科、特別活動等を通じて子どもの読書に対する興味や関心を涵養するとともに、読書習慣を育てていく場であり、計画的・継続的に読書活動を推進して、『子どもと本をつなぐ』ことが求められています。

このことから、学校は、学校図書館を計画的に整備し、その機能の充実を図るとともに、子どもの主体的、意欲的な読書活動を促し、子どもの読書習慣を形成する機会の拡充に向けて取り組むことが必要です。

また、幼稚園や保育所(園)は、その後の読書活動の基礎を築く重要な時期を過ごす場であり、読み聞かせやお話し会を通して、本に親しみ、楽しさを覚える機会を提供するなど、様々な読書活動の充実が求められます。

(イ) これまでの取組の成果と課題

学校は、図書館資料の充実に努めてきましたが、学校図書館図書標準¹⁴の達成率は全国平均を大きく下回っています。引き続き、資料の充実と整備を図ることが課題です。(参考：24頁 資料 - 7)

県内の学校図書館図書標準の達成率
(%)

年度	20年度
小学校(全国平均)	33.4(45.2)
中学校(全国平均)	21.4(39.4)

(小中学校教育室調べ)

県内の12学級以上のすべての公立小・中学校、県立学校に司書教諭¹⁵を配置することができました。また、学校司書¹⁶をはじめとする学校図書館担当職員¹⁷を配置する学校も増加傾向にあります。(参考：24頁 資料 - 8)

今後は、司書教諭や学校司書等がその役割を十分に果たせるよう、学校図書館や読書活動における業務の明確化と教職員の協力体制の構築が必要です。

多気町教育委員会の取組

多気町では、町内すべての小・中学校に学校司書を配置しています。

学校司書は、お話し会やブックトークを通じて、本の魅力を伝えたり、調べ学習を手助けしたりして、子どもが読書活動の幅を広げることができるような学校図書館を運営しています。また、職員会議や校内研修会にも出席し、教職員への読書の奨励や授業で活用できる資料の紹介などを行い、今では学校に欠くことのできない存在となっています。



(多気町立勢和小学校図書館の様子)

津市教育委員会の取組

津市では、全中学校区に配置された学校図書館司書が小・中学校の図書室を巡回し、季節の本の展示、感想カードや本のリクエストなど、魅力的な環境を整備しています。

また、学校図書館司書による読み聞かせやブックトーク、公立図書館の団体貸出による図書館資料の有効活用等を行いながら、読書活動の充実を図っており、利用者数や貸出冊数が増えるなどの効果が出てきています。



(津市立村主小学校図書館の様子)

「学校図書館司書」は津市固有の職名であり、職務内容は「学校司書」と同じです。

県立学校においては、学校司書の専門性を活かしたレファレンスやブックトークなど、特色ある取組を行っています。

県立白山高等学校の取組

心豊かな生徒を育成する取組として「朝の読書」や学校司書によるブックトークを全クラスで行っています。

また、教員のおすすめ本を紹介した「白山高校生に読んでほしい本」、全校生徒へのアンケートによる「友だちにすすめる本」を掲載した図書館だよりなどを発行し、多様な本の紹介に努めています。

「地域開放」は10年ほど前から継続して行っており、卒業した兄姉と在学中の弟妹と一緒に図書館を利用することもあります。

学校のホームページや携帯用サイトで、図書館新着情報などを発信するとともに、中高一貫教育に取り組んでいる白山中学校と美杉中学校にも新着図書案内を配布しています。



(文化祭で「源氏物語」の世界をわかりやすく解説する図書委員)

学校図書館のインターネット環境の整備や蔵書情報のデータベース化を図り、自主的な学習活動を支援するための機能強化を図りました。

(参考：25頁 資料 - 9)

県立学校においては、「学校図書館資料共有ネットワークシステム事業」に取り組まれました。これにより、授業や行事等で活用するための図書館資料の学校間相互貸借が積極的に行われ、資料の有効活用による様々な自主学習が図られました。(参考：25頁 資料 - 10)

県教育委員会が平成 16 年度から 20 年度に実施した、図書委員会活動や選書の方法等に関する研修会に延べ 1,406 人、県総合教育センターで実施した学校図書館における情報メディアの活用等の研修会には延べ 637 人の教職員が参加しました。

特別支援学校では、障がいの状態や発達段階に応じた図書の選定、録音図書や点字図書の整備等に努めました。

多くの学校が、全校一斉読書活動の時間を設け、読書に対する関心・意欲を高めるとともに、読書習慣づくりに努めました。(参考：25 頁 資料 - 11)

しかし、小学校から中学校、高等学校と学校段階が進むにつれて読書の量が少なくなっており、特に中学生・高校生を対象とした読書活動の推進に取り組む必要があります。(参考：25 頁 資料 - 12)

県立高等学校のうち 50 校 (83.3%) が学校図書館を保護者や地域住民等に開放しています (平成 20 年度)。これらの学校の中には、市町の広報誌等を活用して開放状況を積極的に地域住民へ発信している学校もあります。県内公立小・中学校では、児童生徒の安全確保との兼ね合いもあり、学校図書館の地域開放はあまり進んでいません。(参考：25 頁 資料 - 13)

県内では、読書ボランティア団体等と連携・協力し、読み聞かせやお話し会などを開催する学校が増えました。特に公立小学校では、平成 16 年度には 173 校 (41.7%) であったのが、平成 20 年度には 261 校 (64.6%) に増加しました。公立中学校、県立高等学校においても、それぞれの実情に応じて、読書ボランティア団体等の活用や連携のあり方を検討していくことが必要です。

(参考：25 頁 資料 - 14)

伊勢市教育委員会の取組

伊勢市立神社小学校では、図書ボランティアが月・火・金の週 3 日間、国語の時間の一部や昼休みを利用して絵本の読み聞かせや紙芝居を行っています。また、教職員等に協力し、新刊図書の受け入れ、蔵書整理、蔵書点検、環境整備などの活動も行っています。

また、教室で子どもと一しょに給食を食べる時にも本の紹介をしています。

このボランティア活動を希望する人は、市教育委員会に登録された後、学校からの要請に応じて派遣されます。



(伊勢市立神社小学校図書館の様子)

(ウ) 今後の方策

県教育委員会は、県立学校において子どもの読書習慣を形成するため、学校図書館を読書活動の核として、蔵書の充実やデータベース化を図るとともに、子どもの調べ学習等に積極的に活用することで学習活動をさらに深めていきます。

また、様々な読書活動の推進に関する研修会を開催して、教職員の意識向上を図るとともに、地域の教育力の向上に資するため、学校図書館の地域開放等を推進します。

なお、国立、市町立、私立学校においても同様の取組が実施されるように各学校をはじめ関係各所に働きかけるとともに、それぞれの取組が効果的に行われるよう、必要な助言や情報提供、司書教諭等を対象とするスキルアップ研修会の開催などの支援を行います。

県立高等学校における取組

推進体制の構築〔読書環境の整備〕

司書教諭が学校図書館の職務に携わるように校内体制を整備するとともに、学校司書が専門的知識や技術を生かした役割を担えるよう、各学校の実情に応じた読書活動を計画的に実施する体制づくりに努めます。

学校図書館資料の整備〔読書環境の整備〕

雑誌や新聞も含めた多様な図書館資料の一層の充実を図るとともに、「学校図書館資料共有ネットワークシステム」や県立図書館が運用する「三重県図書館情報ネットワークシステム(MILAI)」¹⁸を利用し、図書館資料の相互貸借を積極的に推進します。

情報化の促進〔読書環境の整備〕

インターネット環境の充実を図り、子どもの自発的な学習や情報収集を支援します。

研修会等の実施〔読書環境の整備〕

効果的な読書指導のための校内研修会や情報交換会を開催するとともに、子どもの読書活動推進に関する研修会等に教職員が計画的に参加します。

司書教諭の配置の拡充〔読書環境の整備〕

12 学級未満の学校への司書教諭の配置の拡充を図り、学校図書館の計画的な運営と子どもの読書活動の指導を推進します。

読書ボランティア団体との連携〔読書環境の整備〕

読書活動の充実と学校図書館の効果的な活用を図るため、読書ボランティア団体との積極的な連携を図ります。

日本語指導が必要な外国人の子どもへの対応〔読書環境の整備〕

日本語指導が必要な外国人の子どもが読書活動に親しむことができるよう、外国語資料の収集、レファレンスサービスの充実を図るとともに、それぞれの学校の実情に応じて、関係各機関や団体等と連携し、外国語による学校図書館案内等の作成に努めます。

障がいのある子どもへの対応〔読書環境の整備〕

子ども一人ひとりの障がいの状態に応じ、特別支援学校や公立図書館等関係機関から読書活動に関する情報を収集し、選書の工夫や施設面での配慮を行うとともに、視聴覚機器の活用等を図り読書活動の支援に努めます。

学校図書館の地域開放〔読書環境の整備、読書活動の啓発〕

地域の実情に応じ、子どもの安全確保に十分配慮しながら、学校の教育活動に支障をきたさない範囲で学校図書館を地域の読書活動の拠点として開放するとともに、図書館だよりの配布、レファレンスサービスの提供等を通じて、保護者や地域住民の利用を促進します。

読書に対する興味や関心の涵養〔読書機会の提供、読書活動の啓発〕

読書意欲はあるものの日々の学習や部活動等で多忙な子ども、読書経験が少なく本を選ぶことが苦手な子どもなど、一人ひとりの読書状況に応じた働きかけを行うよう努めるとともに、魅力的な図書館資料の収集、ブックトークや図書館だよりを活用した本の紹介、一斉読書活動の実施、図書委員会活動の活性化、公立図書館等における職場体験活動への参加の奨励などにより、子どもの読書に対する興味や関心の涵養を図ります。

県立特別支援学校における取組

推進体制の構築〔読書環境の整備〕

司書教諭が学校司書等と連携し、学校図書館の職務に積極的に携わることができるように校内体制を整備し、各学校の実情に応じた読書活動を計画的に実施する体制づくりに努めます。

学校図書館資料の整備〔読書環境の整備〕

NPOなどの協力により、布絵本、リライト本¹⁹等を作成するとともに、録音図書、紙芝居、大型本、絵カード等の学校図書館資料の充実を図ります。

また、「学校図書館資料共有ネットワークシステム」や県立図書館が運用する「三重県図書館情報ネットワークシステム(MILAI)」を利用し、図書館資料の相互貸借を積極的に推進します。

情報化の促進〔読書環境の整備〕

インターネット環境の充実を図り、子どもの自発的な学習や情報収集を支援します。

研修会等の実施〔読書環境の整備〕

効果的な読書指導のための校内研修会や情報交換会を開催するとともに、子どもの読書活動推進に関する研修会等に教職員が計画的に参加します。

司書教諭の配置の拡充〔読書環境の整備〕

12 学級未満の学校への司書教諭の配置の拡充を図り、学校図書館の計画的な運営と子どもの読書活動の指導を推進します。

読書ボランティア団体との連携〔読書環境の整備〕

読書活動の充実と学校図書館の効果的な活用を図るため、読書ボランティア団体との積極的な連携を図ります。

日本語指導が必要な外国人の子どもへの対応〔読書環境の整備〕

日本語指導が必要な外国人の子どもが読書活動に親しむことができるよう、外国語資料の収集、レファレンスサービスの充実を図るとともに、それぞれの学校の実情に応じて、関係各機関や団体等と連携し、外国語による学校図書館案内等の作成に努めます。

学校図書館の地域開放〔読書環境の整備、読書活動の啓発〕

地域の実情に応じ、子どもの安全確保に十分配慮しながら、学校の教育活動に支障をきたさない範囲で学校図書館を保護者や地域住民に開放します。

読書に対する興味や関心の涵養〔読書機会の提供、読書活動の啓発〕

視覚障害教育情報ネットワーク²⁰の活用や読書支援機器²¹の整備等を行い、一人ひとりの障がいの状態や発達段階に応じた読書活動を支援するとともに、読書ボランティア団体等と連携した多様な読書活動の充実を図り、子どもの読書に対する興味や関心の涵養を図ります。

小・中学校等への働きかけ

推進体制の構築〔読書環境の整備〕

司書教諭が学校図書館の職務を円滑に行うことができるように校務の分掌を整備し、各学校の実情に応じた読書活動を計画的に実施する体制づくりを促します。

学校図書館資料の整備〔読書環境の整備〕

学校図書館図書標準の達成をめざして、各学校の実情に応じた図書館資料を整備するように促します。

市町教育委員会に対しては、地方交付税措置「新学校図書館図書整備5か年計画²²（平成19年度から23年度）」を活用し、公立小・中学校の図書館資料の整備を計画的に進めるとともに、公立図書館等との連携を深め、子ども一人ひとりが望む図書の提供に努めるように働きかけます。

情報化の促進〔読書環境の整備〕

図書館資料のデータベース化を進めて検索の利便性の向上を図るとともに、子どもが調べ学習等において意欲的に情報収集ができるインターネット環境の充実を図るように働きかけます。

研修会等の実施〔読書環境の整備〕

効果的な読書指導のための校内研修会や情報交換会を開催するとともに、県・市町教育委員会等が開催する子どもの読書活動推進に関する研修会等に、教職員が計画的に参加するように働きかけます。

司書教諭の配置の拡充〔読書環境の整備〕

学校図書館の計画的な運営と子どもの読書活動の指導を促進するため、12学級未満の学校へも司書教諭の配置を図るように働きかけます。

読書ボランティア団体との連携〔読書環境の整備〕

読書活動の充実と学校図書館の効果的な活用を図るため、読書ボランティア団体と積極的に連携するように働きかけます。

日本語指導が必要な外国人の子どもへの対応〔読書環境の整備〕

日本語指導が必要な外国人の子どもが読書活動に親しむことができるよう、外国語資料の収集、レファレンスサービスの充実を図るとともに、それぞれの学校の実情に応じて、関係各機関や団体等と連携し、外国語による学校図書館案内等の作成に努めるように働きかけます。

障がいのある子どもへの対応〔読書環境の整備〕

子ども一人ひとりの障がいの状態や発達段階に応じ、紙芝居、大型本、絵カード等を活用した指導方法の工夫を図るとともに、視聴覚機器の活用等により読書活動を支援するように働きかけます。

学校図書館の地域開放〔読書環境の整備、読書活動の啓発〕

地域の実情に応じ、子どもの安全確保に十分配慮しながら、学校の教育活動に支障をきたさない範囲で学校図書館を地域の読書活動の拠点として開放するように働きかけます。

読書に対する興味や関心の涵養〔読書機会の提供、読書活動の啓発〕

一斉読書活動の実施、図書委員会活動の活性化など、各学校の実情に応じた読書活動に積極的に取り組むとともに、魅力的な図書館資料の収集、ブックトークや図書館だよりを活用した本の紹介、子ども一人ひとりの読書状況に応じた指導や助言、公立図書館等における職場体験活動への参加の奨励などにより、子どもの読書に対する興味や関心の涵養を図るように働きかけます。

幼稚園、保育所（園）への働きかけ

読書スペース等の確保〔読書環境の整備〕

子どもが自ら手にとって絵本等に親しむことができる読書スペースや絵本コーナーを確保するように働きかけます。

研修会等への参加〔読書環境の整備〕

読書活動の推進に対する教職員や保育士の理解を深め、知識・技術の向上を図るため、県・市町教育委員会等が開催する子どもの読書活動推進に関する研修会等に計画的に参加するように働きかけます。

読書活動の充実〔読書機会の提供〕

読み聞かせ、パネルシアター、手遊び等、様々な題材や手法を用い、子どもが想像力豊かに楽しみながら読書活動に親しむことができるような取組を充実させるように働きかけます。

保護者との情報交換等〔読書活動の啓発〕

保護者が読書活動の重要性を理解し、家庭において読み聞かせなどの読書活動を積極的に行っていくように、絵本の貸出や情報交換、読み聞かせに関するアドバイス等の実施を働きかけます。

また、未就園児を対象とした子育て支援活動においても、読書活動の大切さや意義を積極的に周知していくように促します。

3 計画の総合的な推進に必要な方策

(1) 推進体制の整備と支援

子どもの読書活動を推進するにあたり、市町には市町立図書館や学校等を中心に地域の実情に応じた読書活動を推進していく責務があり、県には県立図書館を所管する生活・文化部と教育委員会の連携・協力の下で県域全体の読書活動を推進していく責務があります。

本計画において、これまでの取組を発展的・継続的に実施していくためには、市町の主体的取組が不可欠であり、県と市町が互いに連携・協力することで総合的な推進を図ることができます。

さらに、県内各地で活動している読書ボランティア団体や民間事業者等との連携体制を構築していくことで、『子どもと本をつなぐ』取組が一層広がりをもち、県民の読書活動への理解を深めることができます。

(ア) 三重県子ども読書活動推進会議等の設置

学識関係者、学校教育関係者、読書ボランティア等により組織した三重県子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を定期的を開催するとともに、新たに読書活動推進庁内会議²³（以下「庁内会議」という。）を設置します。両会議が協力し、本計画の取組の進捗状況の把握と成果の検証を行いながら、全県的な取組の方向性と市町教育委員会及び民間事業者等との連携と協働の具体的な方策等を示します。

県立図書館と県立学校図書館の職員が、図書館における利用者サービスや県民への読書支援等について情報交換や改善策等の協議をする場を設けます。

(イ) 県立図書館の取組

本県の中央図書館として、次の取組を実施します。

研修の充実〔読書環境の整備〕

県内の市町立図書館及び関係機関と協力し、図書館職員等の専門的知識、技術の向上を図るための研修会等を実施します。

情報ネットワークの利用促進〔読書環境の整備〕

県内の市町立図書館や図書館未設置町に対して「三重県図書館情報ネットワークシステム（MILAI）」の利用を促進するとともに、利用者ニーズを踏まえてe-Booking²⁴サービス（オンライン予約配送サービス）を積極的・効果的に運用します。

家庭や学校等への支援〔読書環境の整備〕

家庭から寄せられる読書相談への的確な対応、学校等の要請に応じた団体貸出、市町立図書館、読書ボランティア団体、個人利用者等からの選書や読み聞かせなど、子どもの読書活動推進に関するレファレンスサービスを積極的に実施します。

また、公立図書館の一つとして、市町立図書館と同様の取組を率先実行します。

図書館資料の充実〔読書環境の整備〕

子どもの様々な興味や関心に応えるため、魅力ある児童書や多様なジャンルの資料収集に努めます。

外国語を母語とする子どもへの対応〔読書環境の整備〕

外国語を母語とする子どもが図書館を気軽に利用し読書活動に親しむことができるよう、外国語の児童書や絵本などの収集に努めるとともに、外国語による利用案内等を作成します。

障がいのある子どもへの対応〔読書環境の整備〕

子ども一人ひとりの障がいの状態や発達段階に応じ、来館が困難な場合の図書館資料の自宅配送、三重県視覚障害者支援センター等と連携した録音図書や点字図書の提供など、多様なニーズに対応したサービスに努めます。

読書に親しむ機会の提供〔読書機会の提供〕

子どもに読書の楽しさを伝える読み聞かせやお話し会の開催、おすすめ本コーナーの設置など、子どもが本と出会い、読書に親しむ機会を積極的に提供します。

また、季節や時の話題にあわせたお話し会、「家庭の日」や「子ども読書の日」、「文字・活字文化の日」や「読書週間」に読書活動の気運を盛り上げるイベント等を開催します。

ホームページ等による情報提供〔読書活動の啓発〕

県内の市町立図書館等と連携し読書活動の啓発を図るとともに、ホームページ等を活用した情報提供を計画的に行います。

また、外国語を母語とする子どもや障がいのある子どもなど特別な支援を必要とする子どもが気軽に図書館を利用できるように、サービス内容の積極的な周知に努めます。

読書ボランティア団体等との連携〔読書活動の啓発〕

読書ボランティア団体等が円滑に継続して活動できるように、活動場所の提供や図書館資料の貸出を行うとともに、お話し会等を通じた交流を深めるなど、連携の強化を図ります。

(ウ) 市町教育委員会等との連携・協力

県教育委員会は、県内のあらゆる地域において多様な取組が活発に行われるよう、県・市町教育委員会等の読書活動推進担当者が、情報の交換や共有を図ることができる機会を設けるとともに、子どもの読書活動推進の意義や本計画の趣旨の浸透を図る研修会等を開催します。

子どもの読書活動を一層推進していくためには、すべての市町において、それぞれの実情に応じた子ども読書活動推進計画を策定し、必要な体制を整備することが重要です。

県教育委員会は、市町が本計画を踏まえた「市町子ども読書活動推進計画」の策定あるいは見直しを円滑に行うことができるように、必要な資料や情報の提供等を通じて協力します。

県内の「市町子ども読書活動推進計画」策定の状況（社会教育・文化財保護室調べ）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
策定市町数	1市	2市	3市5町	11市7町	12市10町

県教育委員会は、市町教育委員会等と連携し、公民館や学校等が開催する家庭教育学級、保健センター等が実施する乳幼児健診や育児教室²⁵などにおいて、読書の大切さを学ぶ機会を提供します。

(エ) 民間事業者との連携

出版関係団体や書店商業組合、子どもの本専門店、NPO等が実施する子どもの読書活動を推進する様々な取組を推奨するとともに、民間事業者が市町教育委員会等と効果的に連携できるようにコーディネートします。

(オ) 助言や情報提供等の支援

県内各地で実施される多様な取組の充実を図るため、推進会議と庁内会議において、取組の進捗状況の把握と成果の検証、全国の先進事例の収集等に努め、専門的見地から市町教育委員会や家庭、地域、学校等に対して必要な助言や情報提供等を行います。

国の「子どもゆめ基金」や民間事業者等が行う助成事業に関する情報を読書ボランティア団体などに提供し、地域における活動の支援に努めます。

(カ) 研修会等の開催によるスキルアップ支援

子どもの読書活動を推進する司書や教職員、読書ボランティア等を対象に、選書や読み聞かせの方法等に関する研修会を実施し、知識、技術のスキルアップを支援します。

保護者等が、読書の重要性や必要性について理解を深めることができるように、講演会や研修会などを開催します。

(キ) 読書ボランティア団体等に対する支援

読書ボランティア団体等が、公立図書館や学校等における活動を円滑に継続して行うことができるよう市町教育委員会との連絡調整を図るとともに、活動に役立つ情報の提供やボランティアリーダーの育成に努め、団体相互の連携・協力を図るネットワークの構築等を促します。

(2) 広報啓発活動の充実

子どもと本の出会いを促進するための読書環境づくりと社会全体で読書活動を推進していく気運の醸成を図るためには、子どもの読書活動の推進に関する情報や事例等を県民に広報啓発し、『子どもと本をつなぐ』ことが必要です。

また、読書活動に関わる催し物や読書活動の重要性について考える機会を提供することも重要です。

(ア) 社会的気運の醸成

市町教育委員会や民間事業者等と協力し、広報媒体等を活用した全県的な広報啓発活動を行い、子どもの読書活動についての関心と理解を深めてもらうとともに、社会的気運の醸成を図ります。

家庭での読み聞かせや本との出会いの大切さなどを掲載した資料を公立図書館や幼稚園・保育所(園)、保健センター等を通じて配布したり、読書活動に関わるイベント時に活用することで、保護者等への啓発を推進します。

子どもだけでなく大人もいっしょに参加でき、楽しみながら読書の重要性や必要性について理解を深めることができるイベントを開催します。

(イ) 情報の収集と提供

子どもの読書活動の意義や重要性が社会全体で理解されるよう、県教育委員会や県立図書館のホームページに子どもの読書活動に関するページを設け、県内外の取組の先進事例や読書ボランティアの活動の状況、「子ども読書の日」や「文字・活字文化の日」、「読書週間」等が開催される各地の催し物やイベントの情報などを積極的に提供します。

外国語を母語とする子どもや障がいのある子どもなど、特別な支援を必要とする子どもが気軽に図書館を利用できるように、公立図書館が提供しているサービス内容の周知に努めます。

(ウ) 優れた取組の顕彰

優れた取組を行っている学校や図書館、読書ボランティア団体等を表彰するとともに、特色ある取組を広報することで、活動の一層の充実を図り、県民の関心と理解を高めます。

4 成果指標と成果目標

		20 年度実績	25 年度目標	参 照
県教育委員会が開催した読書活動推進のための講演会への参加者数		353 人	1,000 人	24 頁 資料 - 1
県立図書館における専門的研修会の開催回数と参加者数		13 回	15 回	28 頁 資料 5 - (2)
		240 人	400 人	
県内公立図書館の児童書貸出冊数		2,305,100 冊 (H19 実績)	2,325,000 冊	24 頁 資料 - 6
全校一斉読書活動を実施する県内公立小・中学校の割合	小学校	92.6%	95.0%	25 頁 資料 - 11
	中学校	80.4%	83.0%	
ボランティアと連携している県内公立小・中学校の割合	小学校	64.6%	72.0%	25 頁 資料 - 14
	中学校	14.3%	18.0%	
学校図書館を保護者や地域住民に開放している県立高等学校の割合		83.3%	90.0%	25 頁 資料 - 13

5 資料編

【資料】調査・統計資料

1 県教育委員会が開催した読書活動推進講演会等の件数と参加者数

(社会教育・文化財保護室調べ)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
開催件数	5	6	8	32	6
参加者数	2,352	1,044	636	6,426	353

19年度は「子ども読書地域フロンティア事業」(文部科学省委託事業)を実施した結果、参加者数が大幅増となった。

2 家庭または図書館で普段(月～金)全く読書をしない県内児童生徒の割合

(15年度：教育課程実施状況調査、19,20,21年度：全国学力・学習状況調査から)

	15年度	19年度	20年度	21年度
県内小学校(全国)	- (28.3)	24.6(21.1)	22.9(20.3)	24.0(21.6)
県内中学校(全国)	- (47.9)	35.1(37.3)	35.8(37.6)	36.8(39.1)

3 県内公立図書館が所蔵する児童書冊数

(15,17年度：(社)日本図書館協会「日本の図書館」から、19年度：県立図書館調べ)

	15年度	17年度	19年度
県内総冊数(千冊)	954.3	1,108.8	1,190.4
全国平均冊数(千冊)	1,657.6	1,820.9	-

4 県内の読書ボランティア団体数

(社会教育・文化財保護室調べ)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
団体数	76	82	83	94	128

5 県内公立図書館が子ども読書の日に実施したイベントの開催回数

(社会教育・文化財保護室調べ)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
開催回数	13	27	33	47	50

6 県内公立図書館の児童書貸出冊数

(15,17年度：(社)日本図書館協会「日本の図書館」から、19年度：県立図書館調べ)

	15年度	17年度	19年度
県内総冊数(千冊)	1,988.7	2,088.7	2,305.1
全国平均冊数(千冊)	3,508.6	3,398.1	-

7 学校図書館図書標準を達成している県内公立小・中学校の数 (小中学校教育室調べ)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
小学校(%)	120/421 (28.5)	123/415 (29.6)	128/414 (30.9)	133/414 (32.1)	136/407 (33.4)
中学校(%)	34/172 (19.8)	34/171 (19.9)	31/168 (18.5)	37/168 (22.0)	36/168 (21.4)

8 学校図書館担当職員を配置する県内公立小・中学校の数

(小中学校教育室調べ)

	17年度	18年度	19年度	20年度
小学校(%)	22/414(5.3)	22/414(5.3)	69/410(16.8)	63/404(15.6)
中学校(%)	24/168(14.3)	20/168(11.9)	34/168(20.2)	36/168(21.4)

9 学校図書館の蔵書情報をデータベース化している県内公立小・中学校、高等学校の数
(小中学校教育室、高校教育室調べ)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
小学校(%)	183/415(44.1)	192/414(46.4)	200/414(48.3)	200/410(48.8)	193/404(47.8)
中学校(%)	69/171(40.4)	69/168(41.1)	73/168(43.5)	73/168(43.5)	74/168(44.1)
高等学校(%)	63/63(100)	63/63(100)	61/61(100)	60/60(100)	60/60(100)

10 県立学校間の図書館資料相互貸借冊数

(三重県学校図書館協議会司書部発行「学校図書館白書」から)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
相互貸借冊数	2,390	2,791	2,989	2,939	2,596

11 全校一斉読書活動を実施する県内公立小・中学校、高等学校の数

(小中学校教育室、高校教育室調べ)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
小学校(%)	314/415(75.7)	331/414(80.0)	348/414(84.1)	363/410(88.5)	374/404(92.6)
うち朝読(%)	286/314(91.1)	304/331(91.8)	320/348(92.0)	343/363(94.5)	345/374(92.2)
中学校(%)	117/171(68.4)	122/168(72.6)	126/168(75.0)	136/168(81.0)	135/168(80.4)
うち朝読(%)	97/117(82.9)	101/122(82.8)	111/126(88.1)	117/136(86.0)	121/135(89.6)
高等学校(%)	14/63(22.2)	15/63(23.8)	14/61(23.0)	13/60(21.7)	16/60(26.7)
うち朝読(%)	12/14(85.7)	12/15(80.0)	9/14(64.3)	9/13(69.2)	11/16(68.8)

12 全国小・中学校、高等学校の児童生徒の毎年5月(1か月間)の平均読書冊数

(全国学校図書館協議会「学校読書調査」から)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
小学校	7.7	7.7	9.7	9.4	11.4
中学校	3.3	2.9	2.8	3.4	3.9
高等学校	1.8	1.6	1.5	1.6	1.5

13 学校図書館を保護者や地域住民に開放している県内公立小・中学校、高等学校の数

(小中学校教育室、高校教育室調べ)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
小学校(%)	22/415(5.3)	28/414(6.8)	26/414(6.3)	31/410(7.6)	33/404(8.2)
中学校(%)	5/171(2.9)	8/168(4.8)	10/168(6.0)	11/168(6.5)	12/168(7.1)
高等学校(%)	38/63(60.3)	37/63(58.7)	37/61(60.7)	39/60(65.0)	50/60(83.3)

14 ボランティアと連携している県内公立小・中学校、高等学校の数

(小中学校教育室、高校教育室調べ)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
小学校(%)	173/415(41.7)	197/414(47.6)	221/414(53.4)	246/410(60.0)	261/404(64.6)
中学校(%)	6/171(3.5)	6/168(3.6)	12/168(7.1)	21/168(12.5)	24/168(14.3)
高等学校(%)	1/63(1.6)	2/63(3.2)	1/61(1.6)	3/60(5.0)	2/60(3.3)

【資料】 県教育委員会及び県立図書館のこれまでの取組

1 三重県子ども読書活動推進会議の実績

(1) 図書館や学校、読書ボランティア団体の実践交流会開催

平成16年度から20年度に毎年1回開催(参加者数は延べ254人)

(2) 対象別・年齢別の啓発資料の作成配布

平成17年度	就学前の子どもを持つ親向け
平成18年度	小学校1年生の子どもを持つ親向け 中学校1年生の生徒向け
平成19年度	高校1年生の生徒向け
平成20年度	0歳児の子どもを持つ親向け

(0歳児の子どもを持つ親向け)



(小学校1年生の子どもを持つ親向け)



(3) お気に入りの本の紹介

- ・ 三重県子ども読書活動推進会議委員や県民の皆様のお気に入りの1冊を、「感動のおすそわけ」としてホームページで紹介

<http://www.pref.mie.jp/shabun/HP/child-lb/child-lb.htm>

<http://www.e-kocho.pref.mie.jp/comment/index.html?a=theme;get&id=8>

- ・ 平成19年11月から平成20年3月までの5か月間、新聞紙上でお気に入りの1冊を掲載(協力:毎日新聞)

(4) 県内各地の取組状況の調査

- ・ 「子ども読書の日に実施するイベント調査」(毎年実施)
市町における子どもの読書活動啓発イベント等の実施状況調査
- ・ 「読書ボランティア団体調査」(毎年実施)
県内で活動する読書ボランティア団体の数や活動内容、活動拠点等調査
- ・ 「子ども読書活動調査」(平成17・20年度に実施)
幼稚園、保育所(園)、公立図書館における読み聞かせやお話し会等の実施状況調査
- ・ 「啓発資料に関するアンケート」(平成18年度に実施)
公立小・中学校の教員を対象に、子どもの読書意欲の向上を図るための啓発資料の作成について意見聴取

- ・ 「読書ボランティアの活動調査」(平成 19 年度に実施)
活動を進めていく中での思いや課題について調査
- ・ 「お気に入りの本アンケート」(平成 19 年度に実施)
県民の皆様のお気に入りの 1 冊をホームページに掲載

2 子ども読書地域フロンティア事業の実績

- (1) 「読書フェスティバル in みえ」の開催 (参加者数は延べ 4,500 人)
開催日：平成 19 年 11 月 23 日から 25 日
会場：三重県総合文化センター
後援：スウェーデン大使館
内容：記念講演、対談、親子寄席、ワークショップ、高校生・大学生企画イベント、ボランティア団体等企画イベント、古本フリーマーケット、「スウェーデンの子どもの本展」
「アストリッド・リンドグレンパネル展」
「私のお気に入りの本展」(300 冊展)
- (2) 講演会やワークショップ²⁶を 17 回実施 (参加者数は延べ 3,868 人)
- (3) 高校生対象のオーサービジット²⁷を 2 回実施 (参加者数は延べ 260 人)
- (4) 高校生・大学生を対象に「読書の達人 100 人の会」を結成
(3 回の研修会を受講した後、読書ボランティアとして県主催事業に 1 年間参加)

(「読書フェスティバル in みえ」のポスターと「スウェーデンの子どもの本展」パネル展示)



3 研修会等

- (1) 社会教育・文化財保護室 (平成 19 年度までは生涯学習室) が企画した研修会
 - ・ 三重県学校図書館協議会(三重県 SLA)²⁸との連携により、平成 16 年度から 20 年度に、司書教諭等の教職員を対象に開催 (参加者数は延べ 1,406 人)
 - ・ 三重県 PTA 連合会との連携により、平成 16 年度から 20 年度に、保護者を対象に開催 (参加者数は延べ 3,848 人)
 - ・ 子ども読書地域フロンティア事業 (文部科学省委託事業) において、参加対象別の研修会を開催 (参加者数は延べ 1,701 人)

	司書・教職員	ボランティア	高校生	一般対象
開催回数	5回	5回	4回	5回
参加者数	301人	268人	100人	1,032人

(2) 三重県総合教育センターにおける研修会

平成16年度から20年度に学校教職員を対象に14回開催

(参加者数は延べ637人)

4 県立学校図書館資料共有ネットワークの構築

- (1) 県立のすべての高等学校と特別支援学校を結ぶ「図書館資料共有ネットワークシステム(くまたらうの森)」を整備し、全県立学校の図書館資料のデータベース化と学校間相互貸借の促進、窓口業務及び書誌情報登録のコンピュータ処理、貸出に係る個人情報保護を図りました。

5 県立図書館の取組

- (1) 「三重県図書館情報ネットワークシステム(MILAI)」の機能強化を図り、インターネット上で貸出状況や予約状況がわかる機能、携帯電話でアクセスできる機能を追加するとともに、e-Bookingサービス(オンライン予約配送サービス)を積極的に運用し、利便性の向上を図りました。

県立図書館の資料相互貸借件数

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
相互貸借件数	11,566	12,204	12,526	13,101	13,656

県立図書館のe-Bookingサービスの利用件数

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
利用件数	10,790	10,634	13,038	13,489	15,267

- (2) 司書や図書館職員、学校司書・司書教諭、読書ボランティア等を対象とする研修会を開催し、専門的知識、技術の向上を図りました。

県立図書館における専門的研修会の開催回数と参加者数

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
開催回数	17	11	13	14	13
参加者数	714	241	307	350	240

- (3) 子どもの読書活動の推進に関する情報を収集し、ホームページ等で発信しました。

【資料】用語解説

1 子ども

本計画では、概ね 18 歳以下の者をいう。

2 読書活動

本を読む、絵本を見たりお話を聞いたりする、読書会や朗読会等に参加する、読書感想文を書くなど、読書に関わる活動全般

なお、「本を読む」については、読書に入るきっかけとして、例えば、雑誌や新聞、漫画など多様な種類の本（読み物）に親しむことを含むこととする。

3 家庭教育学級

家庭生活を通じて子どもをどのように教育していけばよいかについて学び、自信をもって子どもの教育にあたってもらうための講座。公民館、小・中学校などで行われている。

4 ブックスタート

0 歳児健診の機会に、親子でいっしょに絵本を楽しむことの大切さを伝えながら絵本を手渡す運動

5 子ども読書の日（4月23日）

「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために定められている。

6 文字・活字文化の日（10月27日）

「文字・活字文化振興法」により、国民に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるために定められている。

7 読書週間（10月27日から11月9日までの2週間）

社団法人読書推進運動協議会により、読書活動を推進する行事を集中して行う期間として定められている。

8 家庭の日（毎月第3日曜日）

「三重県青少年健全育成条例」により、家庭の果たす役割の重要性について理解を深めるために定められている。

9 司書

図書館法第4条の規定に基づいて図書館に設置される専門職員

10 レファレンスサービス

図書館利用者が求める資料や情報に対して、図書館職員が当該資料や情報を提供又は提示すること、あるいは、それに関わる業務のこと

11 録音図書

著作権法第 37 条第 3 項に基づいて作成されたカセット、CD 等に録音された図書

12 地域子育て支援センター

地域子育て支援拠点事業として整備した、地域で気軽に親子が集える場。子育て親子の交流の場の提供、子育て相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習会等を実施する。

13 放課後児童クラブ

保護者が昼間家庭にいない概ね 10 歳未満の児童に、適切な遊びや生活の場を提供する。

14 学校図書館図書標準

平成 5 年に策定された公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準

15 司書教諭

学校図書館法第 5 条の規定に基づき、学校図書館の専門的職務にあたる教諭。学校図書館法の一部を改正する法律により平成 15 年度から 12 学級以上の学校には必置となった。

16 学校司書

図書館法第 5 条に規定された司書資格を持ち、学校図書館において、図書の収集・整理・保存・閲覧・レファレンスサービスなどの専門的業務を行う職員

17 学校図書館担当職員

学校図書館資料の発注、帳簿記入、分類作業、修理・製本、経理、図書の貸出・返却の事務等に当たる職員をいい、教諭やボランティアは除く。文部科学省が毎年実施している「学校図書館の現状に関する調査」から引用

18 三重県図書館情報ネットワークシステム (MILAI)

家庭や職場の端末から、県内の図書館が所蔵する資料の目録・所在情報をまとめて検索できるシステムで、公立図書館だけでなく、大学・短大等の図書館も加盟しており、相互貸借も可能

- ・ホームページ <http://www.milai.pref.mie.jp>
- ・携帯電話サイト <http://www.milai.pref.mie.jp/mie-lib/m/>

19 リライト本

障がいのある読者が容易に読書できるように本の内容をやさしく書き直した本

20 視覚障害教育情報ネットワーク

インターネットを活用して視覚障害教育全般についての教材データ等の提供や情報交換を行うサイトで、必要な点字本のデータをダウンロードして利用することができる。

21 読書支援機器

書見台、拡大読書器、光学的文字読み取り装置を利用した文字音声化装置など

22 新学校図書館図書整備5か年計画

学校図書館図書標準を達成するために、平成19年から5年間毎年約200億円、総額1,000億円を地方交付税措置するもの。従前の「増加冊数分」だけでなく、「更新冊数分」が盛り込まれている。

23 読書活動推進庁内会議

県教育委員会関係室、知事部局関係室及び県立図書館の担当者による子どもの読書活動推進に関わる三重県庁内の連絡調整会議

24 e-Booking

県立図書館の資料について、インターネットで貸出の申込みができるシステム。申込みをした資料の受取場所として、近くの図書館、図書室、公民館等を指定することができる。

・ホームページ

<http://www.milai.pref.mie.jp/mie-lib/WebOPAC/index.html#a03>

25 育児教室

乳幼児の心身の健康な発達を促すため、栄養士、心理相談員、保育士などが行う講座

26 ワークショップ

参加者全員が自主的に体験することを前提とした講座のこと

27 オーサービジット

作者が学校や教室を訪問し、その個性と得意分野の知識・技能を発揮して子どもに語りかけ、本や読書に親しむきっかけとするもの

28 三重県学校図書館協議会（三重県SLA）

三重県内の公立学校の図書館の整備充実、学校図書館向け資料の選定と普及、学校図書館活用や読書推進に関する調査研究、学校図書館職員の資質向上を図る研修、青少年の読書の振興に係る活動等を行う任意団体

【資料】 県内公立図書館等一覧

公立図書館

	図書館名	住 所	電話番号
1	三重県立図書館	〒514-0061 津市一身田上津部田 1234	059-233-1182
2	桑名市立中央図書館	〒511-0068 桑名市中央町 3-79	0594-22-0562
3	ふるさと多度文学館	〒511-0106 桑名市多度町多度 2-24-1	0594-48-7000
4	長島輪中図書館	〒511-1125 桑名市長島町源部外面 337	0594-41-1040
5	いなべ市藤原図書館	〒511-0511 いなべ市藤原町市場 493 - 1	0594-46-4150
6	いなべ市北勢図書館	〒511-0428 いなべ市員弁町楚原 940	0594-72-2200
7	いなべ市員弁図書館	〒511-0202 いなべ市北勢町阿下喜 3083-1	0594-74-4144
8	いなべ市大安図書館	〒511-0274 いなべ市大安町大井田 1305	0594-87-0021
9	東員町立図書館	〒511-0251 員弁郡東員町山田 1700	0594-86-2818
10	四日市市立図書館	〒510-0821 四日市市久保田 1-2-42	059-352-5108
11	菰野町図書館	〒510-1253 三重郡菰野町大字潤田 1250	059-391-1400
12	あさひライブラリー	〒510-8103 三重郡朝日町柿 2278	059-377-6111
13	鈴鹿市立図書館	〒513-0802 鈴鹿市飯野寺家町 812	059-382-0347
14	亀山市立図書館	〒519-0151 亀山市若山町 7-20	0595-82-0542
15	津市津図書館	〒514-8611 津市西丸之内 23-1	059-229-3321
	(津市津図書館美杉図書室)	〒515-3421 津市美杉町八知 5828-1	059-272-8092
16	津市久居ふるさと文学館	〒514-1136 津市久居東鷹跡町 2-3	059-254-0011
	(津市久居ふるさと文学館 ポルタひさいふれあい図書室)	〒514-1118 津市久居新町 3006	059-254-0464
17	津市河芸図書館	〒510-0314 津市河芸町浜田 782	059-245-5300
18	津市芸濃図書館	〒514-2211 津市芸濃町棕本 6824	059-265-6004
19	津市安濃図書館	〒514-2326 津市安濃町東観音寺 418	059-268-5822
20	津市美里図書館	〒514-2113 津市美里町三郷 51-3	059-279-8122
21	津市うぐいす図書館	〒515-2602 津市白山町二本木 1139-2	059-262-5000
22	津市きらめき図書館	〒514-0314 津市香良洲町 2167	059-292-4191
23	津市一志図書館	〒515-2521 津市一志町井関 1792	059-295-0116
24	松阪市松阪図書館	〒515-0818 松阪市川井町 772-10	0598-21-3190
25	松阪市嬉野図書館	〒515-2324 松阪市嬉野町 1429-1	0598-48-1800
26	多気町立多気図書館	〒519-2181 多気郡多気町相可 1628	0598-38-1133
27	多気町立勢和図書館	〒519-2215 多気郡多気町朝柄 2889	0598-49-4500
28	明和町立図書館	〒515-0332 多気郡明和町馬之上 944-2	0596-52-7131
29	大台町立図書館	〒519-2404 多気郡大台町佐原 810	0598-84-1100
30	伊勢市立伊勢図書館	〒516-0076 伊勢市八日市場町 13-35	0596-21-0077
31	伊勢市立小俣図書館	〒519-0505 伊勢市小俣町本町 2	0596-29-3900
32	鳥羽市立図書館	〒517-0022 鳥羽市大明東町 1-6	0599-26-4555
33	志摩市立志摩図書館	〒517-0703 志摩市志摩町和具 535	0599-85-7801

34	志摩市立阿児図書館	〒517-0502 志摩市阿児町神明 1074-15	0599-43-8000
35	志摩市立磯部図書館	〒517-0214 志摩市磯部町迫間 4	0599-55-2881
36	伊賀市上野図書館	〒518-0873 伊賀市上野丸之内 40-5	0595-21-6868
37	名張市立図書館	〒518-0712 名張市桜ヶ丘 3088-156	0595-63-3260
38	尾鷲市立図書館	〒519-3616 尾鷲市中村町 10-41	0597-23-8282
39	熊野市立図書館	〒519-4324 熊野市井戸町 643-2	0597-89-3686
40	紀宝町立鶴殿図書館	〒519-5701 南牟婁郡紀宝町鶴殿 1410	0735-32-4646

図書館同種施設

	図書館名	住 所	電話番号
1	神宮文庫	〒516-0016 伊勢市神田久志本町 1711	0596-22-2737
2	三重県視覚障害者支援センター	〒514-0003 津市桜橋 2-131	059-228-6367
3	上野点字図書館	〒518-0851 伊賀市上野寺町 1184-2	0595-23-1141

公民館図書室等

	施設の名称	住 所	電話番号
1	木曽岬町北部公民館図書室	〒498-0801 桑名郡木曽岬町加路戸 846-2	0567-67-2276
2	あさけプラザ図書館	〒510-8028 四日市下之宮町 296-1	059-363-0102
3	楠公民館図書室	〒510-0103 四日市市楠町北五味塚 1211-1	059-397-2277
4	川越町あいあいセンター図書室	〒510-8123 三重郡川越町豊田一色 314	059-364-2500
5	関文化交流センター	〒519-1107 亀山市関町木崎 1011-1	0595-98-1038
6	松阪市三雲公民館図書室	〒515-2112 松阪市曾原町 618	0598-56-7920
7	松阪市飯南公民館図書コーナー	〒515-1302 松阪市飯南町横野 848	0598-32-2300
8	荻原公民館図書室	〒519-2505 多気郡大台町江馬 701	0598-76-0171
9	ハートプラザみその図書室	〒516-0804 伊勢市御園町長屋 2767	0596-22-6602
10	伊勢市立二見公民館図書室	〒519-0609 伊勢市二見町茶屋 209	0596-42-1117
11	玉城町図書館	〒519-0415 度会郡玉城町田丸 114-1	0596-58-8212
12	南伊勢町コミュニティ図書室	〒516-0101 度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3917	0599-67-1011
13	度会町中央公民館図書室	〒516-2103 度会郡度会町棚橋 314	0596-62-1588
14	あやま文化センター図書室	〒518-1311 伊賀市川合 3370-29	0595-43-0154
15	島ヶ原公民館図書室	〒519-1711 伊賀市島ヶ原 4739	0595-59-2058
16	大山田公民館図書室	〒518-4222 伊賀市平田 3154	0595-47-1175
17	青山公民館図書室	〒518-0292 伊賀市阿保 1411	0595-52-1110
18	いがまち公民館図書室	〒519-1412 伊賀市下柘植 702	0595-45-9122
19	多目的会館図書室	〒519-3205 北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島 971	0597-47-0938
20	紀北町町民センター図書室	〒519-3406 北牟婁郡紀北町海山区相賀 513-3	0597-32-1711
21	紀北町児童図書館	〒519-3406 北牟婁郡紀北町海山区相賀 379-1	0597-33-0025
22	熊野市紀和コミュニティセンター図書室	〒519-5413 熊野市紀和町板屋 82	05979-7-0051
23	御浜町中央公民館図書室	〒519-5204 南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926-1	05979-2-3151

【資料】三重県子ども読書活動推進会議委員名簿

(平成20年度から21年度)

区分	委員名	所属・役職
学識経験者	柴田 正美	帝塚山大学教授
保育所関係者	加藤八江子 (H20)	桑名市立厚生館別館保育所長
	水野 潤子 (H21)	いなべ市立員弁西保育園長
幼稚園関係者	伊藤 雅代	津西幼稚園長
	清水 京子 (H20)	四日市市立羽津幼稚園長
	井田 裕子 (H21)	鈴鹿市立稻生幼稚園長
学校教育関係者	原 佳代子 (H20)	伊勢市立佐八小学校長
	出口 徹 (H21)	伊勢市立四郷小学校長
	海上 和美	三重県立盲学校司書
三重県書店商業組合	作田 幸久	作田書店店主
子育て支援団体関係者	田部眞樹子	三重県子ども NPO サポートセンター理事長
読書ボランティア	中井千保子	絵本読み聞かせサークル「じゅげむじゅげむ」代表
	中村 礼子	中部読み聞かせサークル代表
公立図書館関係者	川瀬 雅子 (H20)	津市津図書館長
	村田 則子 (H21)	
	林 千智	多気町立勢和図書館司書
三重県公共図書館協議会	杉松 道之 (H20)	熊野市立図書館長
	山本 弘司 (H21)	志摩市立阿児図書館長
三重県図書館協会	大石 昭一	三重県立図書館長
県教育委員会	鈴木 繁美	三重県教育委員会事務局 小中学校教育室長
	石倉 邦彦	三重県教育委員会事務局 社会教育推進特命監

第二次三重県子ども読書活動推進計画

平成21年度から概ね5年間

【子どもの読書活動の意義】
 子どもの感性を磨き、判断力を伸ばし、表現力を高め、コミュニケーション能力の基礎を築くとともに、学ぶ楽しさや知る喜びを感じ、生涯にわたって自発的に学習する習慣を身に付ける。

『子どもと本をつなぐ』
 「楽しさ」の経験
 読む機会、読む力
 読む場所、魅力的な本
 → 大人の役割

○平成16年3月「三重県子ども読書活動推進計画」(第一次計画)策定

成果

- ・社会全体に読書活動の重要性が徐々に浸透
- ・読書ホラントやアイデア団体等の活動が活発化
- ・子どもが読書活動に親しむ機会が増加
- ・小学生、中学生、高校生、高校生と学校段階が進むにつれて読書量が減少
- ・大人の意識や家庭・地域における読書環境に差

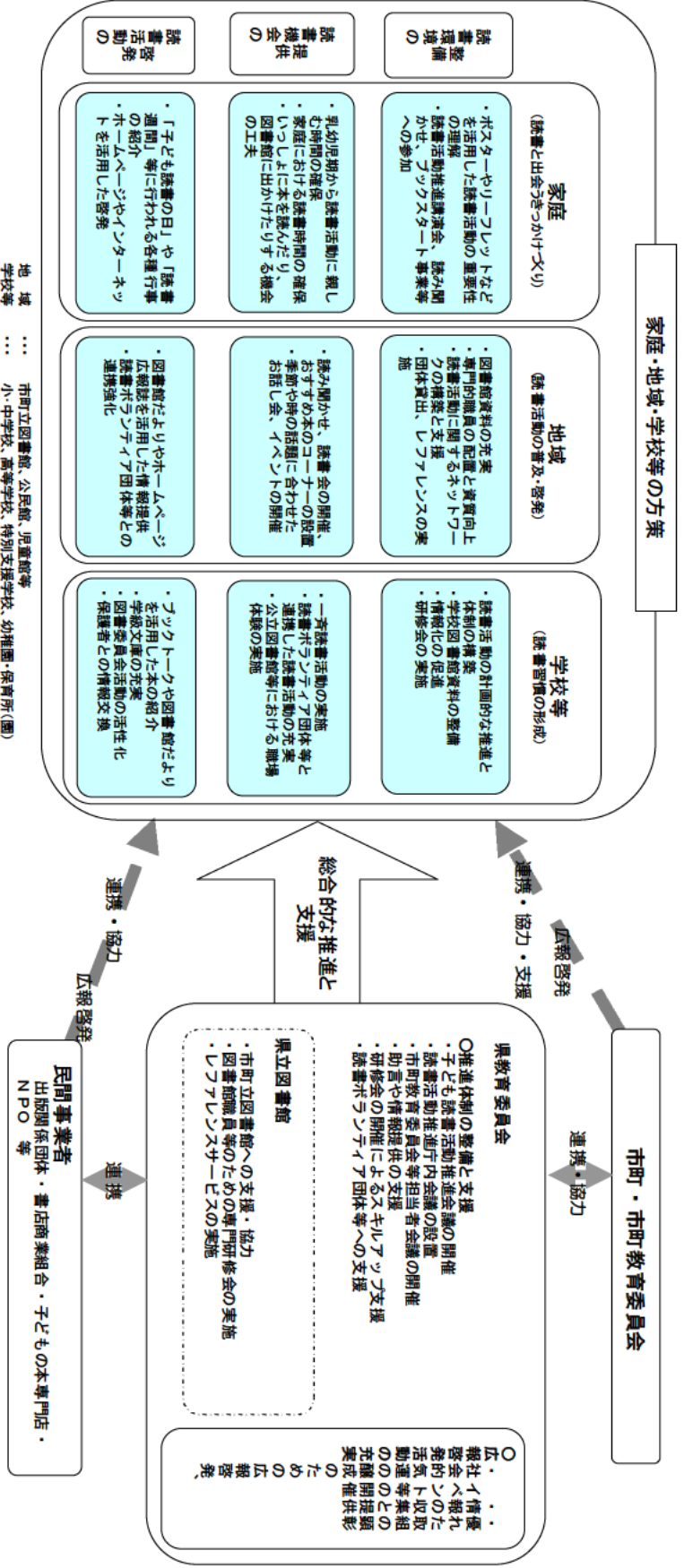
課題

○平成21年10月「第二次三重県子ども読書活動推進計画」策定(予定)

方針

- ・家庭、地域、学校等における、読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動の啓発の3つの観点に沿った取組を促進
- ・家庭、地域、学校等の取組を支援するための助言や情報提供
- ・子どもの読書活動の意義について県民の理解を深めるための広報啓発活動の実施

読書活動推進計画策定第二次三重県子ども読書活動推進計画【資料VI】



第二次 三重県子ども読書活動推進計画

平成21年11月

三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護室

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
TEL 059-224-3322 FAX 059-224-3022
E-mail shabun@pref.mie.jp